

～重粒子線によるがん治療を受けられる方へ～

福岡県重粒子線治療費利子補給事業

福岡県民の方が九州国際重粒子線がん治療センター（鳥栖市）で、「重粒子線治療」を受けるために、金融機関から治療費を借り入れた場合に、利子の一部を県が助成する制度です。

対象借入金

314万円以内

対象利子

年利率6%以内
(保証料率を含む)

対象期間

7年(84月)以内

利子補給の対象者 (※(1)～(3)のいずれにも該当する方で、対象者の資格審査を行います。)

- (1) 患者本人、患者の親族(3親等以内)、又は患者と同一の世帯に属する者のいずれかであること
- (2) 重粒子線治療開始時点において、福岡県内に1年以上住所を有している者であること
- (3) 申請者世帯の課税総所得の合計額が600万円以下であること

申請に必要な書類

- (1) 利子補給対象者承認申請書
- (2) 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- (3) 金融機関で発行する返済予定表の写し
- (4) 重粒子線治療実施証明書等
- (5) 患者本人が属する世帯全員の住民票
- (6) 世帯全員の所得証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類
※なお、患者の親族等が申請者となる場合は、次の書類も必要です。
- (8) 申請者が患者の親族(3親等以内)又は同一の世帯に属することを証する書類

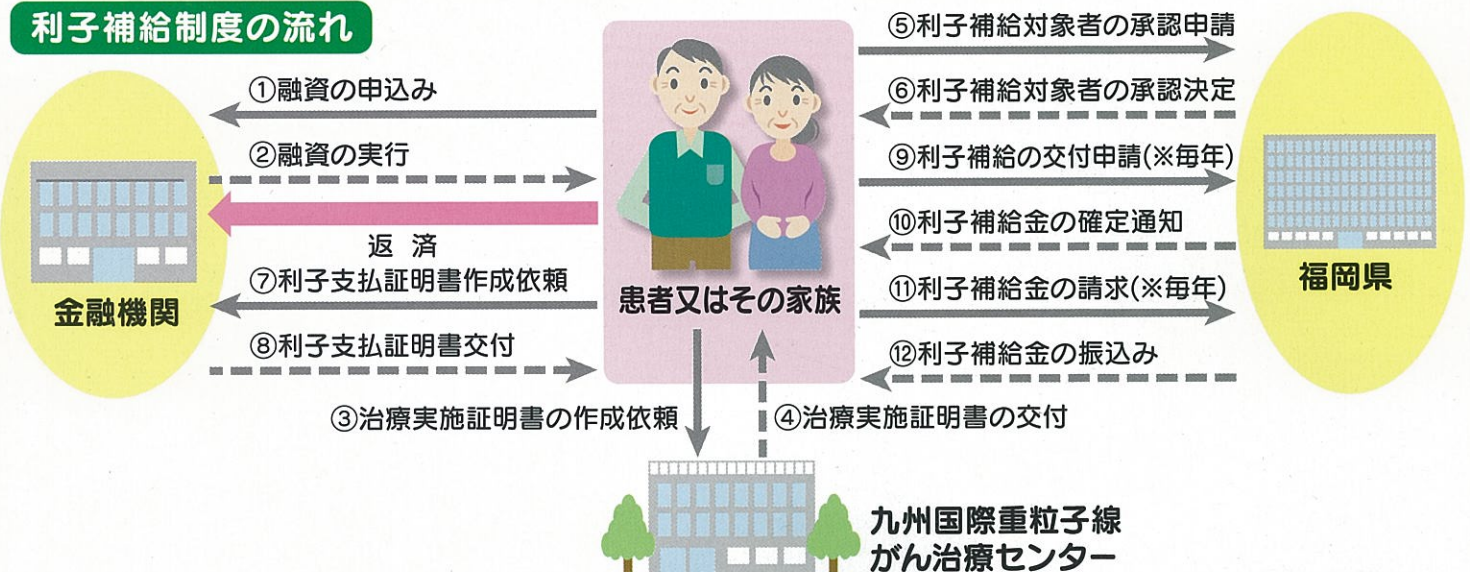
詳しくは、
問い合わせ先まで



福岡県がん検診受診率向上
イメージキャラクター 「検診くん」

○利子補給対象者として県の資格審査で承認された場合は、毎年度、利子補給金の交付申請(※⑨、⑪)の手続きを行っていただき、内容審査のうえ、利子補給金の交付を決定します。

利子補給制度の流れ



【問い合わせ先】福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係 ☎ 092-643-3270